

經濟論叢

第九十卷 第六號

失業対策事業試論……………前川嘉一 1

社会的労働手段と公共投資……………池上惇 17

波及と衝撃……………永友育雄 37

「ワイマール共和制」末期の

ドイツ電力業の構造……………佐藤智三 53

昭和三十七年十二月

京都大學經濟學會

失業対策事業試論

前川嘉一

周知のとおり、資本制的蓄積—生産力の発展は、資本の有機的構成の高変化の過程をとって、相対的過剰人口—失業者を生みだす。その必然性は資本制生産の、発展不均等の法則から説明され、労働者が一方で吸引されると同時に他方で反撥され、すなわち、種々の生産部門企業で、雇傭と失業とが同時に生起する過程を通じて、社会全体としては、相対的過剰人口—失業者が常に存在し、増加してゆく。

このように、相対的過剰人口は資本制蓄積によって生みだされるのであるが、また資本制蓄積が、よりすすめられてゆく条件として必要でもある。失業者の存在は資本制蓄積のための槓桿としての役割をもつ。それは二つの側面において考えられる。

第一に、「資本制生産にとっては、人口の自然的増加によって提供されるところの自由に処分できる労働力の分量だけでは充分ではない。資本制生産の自由な活躍のためには、この自然的制限から独立せる産業予備軍が必要である」²⁾。まさに失業者は、「現実的人口増加の制限から独立して何時でもすぐ利用できる人間材料」³⁾であり、資本

に絶対的に従属するところの自由に処分しうる労働力としての存在を意味する。したがって、経済循環の好況局面において、資本が労働需要量を増大しなければならぬ場合、相対的過剰人口はその労働需要に対応して、労働力を提供する。かくして、失業者は、資本の価値増殖の運動として、資本の有機的構成の高度化が不均等発展を伴つて進む過程で生みだされる反面、同じく資本の価値増殖運動の故に、追加必要労働力の給源として機能せしめられる。第二に失業者の存在は、商品労働力の労働諸条件を低落させることになる。失業者はいわゆる死錘の役割を就業者の労働諸条件にたいして果すのである。すなわち、失業者の存在が、労働の需要供給の法則が運動するところの背景を条件づけ、就業者にたいして賃金圧迫作用、過度労働の強制、さらに資本への隷属強化を促進する条件になる。したがって資本が失業者をして充分にかかる死錘の役割を果させうるとすれば、資本の価値増殖慾は就業労働の内包的側面において、より図られるものである。

以上述べたように、相対的過剰人口—失業者の存在が資本制生産の発展過程に必要条件として位置づけられるとすれば、ここに失業者に対する、資本ならびに労働の政策論理が、それぞれの立場からたでられることになる。すなわち、資本は、失業者が就業者に及ぼすことになる、前記の意味での、いわゆる「神聖な」需要供給法則の「純粋な」作用をできるかぎり貫徹させる立場をとる。これに対し労働階級は失業者の、かかる作用の中断を意図する立場にたつ。これを失業者をめぐる労資の基本的立場といわなければならぬ。

このような基本的立場から具体策が提起されるとすれば、それはどのようなものであるか。資本制生産にとって、失業者の恒常的存在が必要であれば、本来、資本にとっての問題は失業者の消滅ではなく、失業者の存在を、資本蓄積の槓桿として機能させるところにあると考へねばならぬであろう。すでに言及したことであるが、資本は、

まず、失業者を必要時に再び生産過程に復帰せしめる代替可能な労働力の存在として考える。そのため、失業者の代替可能な労働力が、就業者として生産過程に稼働する労働力へ、資本によって自由に転化されねばならない。すなわち、資本が自由に処分しうる労働力として存在させねばならない。したがって、これからまず、資本は「労働市場の流動性」を資本、木、統、轄のもとで確保、把握することが必要になる。また、代替可能な労働力としてその労働能力を維持、確保することの必要性である。もとよりこれは失業者全体を対象とするものではない。資本蓄積の急激な突発によって、産業予備軍が涸渇するに至るまで吸収されるものとすれば、失業者全体の労働力の代替可能性を保持する対策がとられなければならないが、しかし、資本構成が高度化する場合、産業予備軍の全面的涸渇はありえないし、その全体に亘る労働力の保持策をとる必要も生じない。ただ、資本構成の高度化が労働の質的变化をもたらし、それに対応した質の労働力が需要され、またかかる発展が産業間ならびに企業間に不均等であれば、労働力の需要においても不均等があらわれる。それ故、資本は失業者のなかより労働力を調達するにせよ、ただ適応労働力を吸収するものであって、量的には失業者群の一部であると同時に、適応労働力という需要の限定からその不足を生ずる場合もある。ここに資本としては、失業者の一部を代替可能な労働力として保持するにとどまらず、一部のものには労働力の代替可能性を与えるべく培養策を講ずることにもなる。

資本の失業者に対する政策の第二は、失業者をして就業者に対する死錘の役割を充分果たさせることにある。本来、失業者の存在が「沈滞および中位的好況の期間中は現役労働者軍を圧迫し、過剰生産および壙變の期間中は後者の諸要求を抑制する」ものであって、その賃金水準の低下ならびに過度労働への圧迫作用を出来るかぎり作用させるために、まず、失業者の生活状態を平均的な、標準的水準よりかなり下廻るところに条件づけることが必要

となる。さらに、その圧迫作用が行われるためには、「神聖な」需要供給法則の侵害があつてはならず、その故に、失業者に対する資本の専制支配が確立されなければならぬ。すなわち、失業者の組織化、ならびに、失業者と就業者との連繫を排除しなければならぬ。失業者を就業者と分断した上で、統轄しておくことが必要なのである。

価値増殖を基本目的とする資本蓄積の条件として、資本が失業者対策を、以上述べたような諸点において考えるとすれば、労働者は資本のかかる方策を阻止することで、まず失業者についての対策がとられることはいうまでもない。失業者の組織化、失業者と就業者の組織的連繫、それらの雇用安定政策の確立（労働者として失業者の就業者への転化を反対するものではなからう。問題はこの意味での労働力の流動化にあるのでなく、資本の統轄するところの労働力の流動化にある）が、前記第一の問題点に対応するものであれば、失業者の生活条件の維持、向上ならびに就業労働者の労働諸条件の確保とが、第二の点、すなわち失業者の就業者に対する圧迫作用を中断させるものとして考えられよう。

以上述べたのは、失業者対策に関する労資の基本的な対策論理であつて、現実の失業対策は、社会的・経済的諸条件を背景に、両者の交互作用のなかで、諸種の形態をもつて具体化される。ただ、労資がそれぞれ帰着しようとする失業対策の基本方向は前述のところにあるとみななければならぬ。

ところで、現実の失業対策が甚しくこの基本的立場から背離するような事態を生ずるとすれば、基本的方向に指し向させる運動が労資の對抗関係のもとで行われることは当然であろう。わが国の現行の失業対策事業（本稿では一般失業対策事業に限定する）はここに位している。それを事態の一側面において、以下考察することにした。

- (1) 資本の有機的構成の高度化に相対的過剰人口の生産、は資本の発展不均等の法則によつて説明が可能であつて、この必然性

のメカニズムは岸本英太郎教授は次のように明確に示している。

「それは社会的総資本を構成する各種産業部門や各産業部門を構成する各種企業等の発展における不均等性（資本主義における発展不均等の法則）から説明されるのである。

即ち、まず、新たに企業がおこされると労働者が雇われるであろう。つぎにある産業の諸部門では資本の有機的構成が不変のままでは資本が増加する結果、可変資本は絶対的に増加し、雇用労働者が増加するであろう（可変資本の増加はそのまま雇傭労働者の増加を意味しないが、労働時間及び強度を一定として、可変資本の増加即ち雇傭労働者の増加と見なす。以下同じ）。またある諸部門では資本の有機的構成が高度化するが資本の増加が更に大きいため、可変資本は相対的には減少するが絶対的には増加し、雇傭労働者数は増加するであろう。また他の諸部門では資本の総額は増加するが資本の有機的構成の高度化がより急速なため、可変資本が相対的にも絶対的にも減少して労働者の一部は失業するであろう。更に他の諸部門では資本の集中の結果、資本の総額は変化しないで、可変資本が相対的にも絶対的にも減少して、労働者は失業するであろう。あるいは又諸資本が競争に敗れて倒産する結果、それに雇傭されていた労働者が失業するであろう等々。

これらの過程は景気変動を通じて、不断に且つ同時に或は相踵いで行われ、労働者は一方では吸引（雇傭）されると同時に他方では遊離され（失業）、社会全体として見れば、失業者は常に存在して、現実的労働人口増加の自然的制限から独立した、資本の中心の価値増強慾にとって餘分な産業予備軍——相対的過剰人口を形成するのである。……岸本英太郎著「窮乏化法則と社会政策」一八一—九頁。

(2) マルタス「資本論」邦訳第一巻、日本評論社版、一四二—頁)

(3) 前掲書一四〇—六頁。

(4) P. M. Sweezy, *The Theory of Capitalist Development*, 1942, p. 150. 中村金治邦訳「資本主義発展の理論」日本評論社刊、二〇五頁参照。

(5) 岸本英太郎教授はスウィーシーの、密積の急激な突発による産業予備軍の潤滑の理論に対しつぎのように批判している。「スウィーシーは第一節（資本論第一巻第七篇第三章、資本蓄積の一般的法則の第一節資本の構成が不変な場合には労働力に対する需要は蓄積につれて増加する——前川）の資本構成不変の場合の密積の進行に伴う労働力需要の増大に際しておこり

うる労働力の涸渇をもち出して、資本構成が高度化する場合に適用する。これをしも暴論という。……岸本英太郎著「窮乏化法則と社会政策」二四頁。

(6) マルクス「資本論」邦訳第一巻、日本評論社版一四一九頁。

二

戦後わが国の失業対策事業が、一時的救済措置はともかく、本格的に制度化されたのは緊急失業対策法（一九四九年五月施行）である。いうまでもなくこれは、経済九原則の実施によって必然化する大量の失業者の発生、その社会不安に備える安定策として生れたものであり、かかる譲歩策によって経済九原則の強力な実施を意図するものであった¹⁾。

「多数の失業者を吸収し、その生活の安定を図るとともに経済に寄与することを目的とする」緊急失業対策は、これからも明かなように、国家資本による労働給与策であって、失業者の可及的多量の吸収を直接目的とするものである。戦後わが国の資本蓄積の始動期において、資本によってつくりだされる失業の慢性化・大量化の情勢のもとで、問題は、失業者の生活不安から生ずる社会不安をいかに防止するか、そしていかに資本制生産秩序を保持するかにあった。したがって、失業者の吸収⇨失業者の生活安定こそが問題で、失業者の就業者への転化は配慮すべき事情にはなかつた。この意味において、労働力の流動は、就業者⇨失業者、の側面、すなわち、就業者⇨失業者、のみが問題とされたのである。資本にとっては、失業対策事業の始点で、労働力の流動は一つの側面に重点がおかれていた。

資本蓄積は労働者の遊離と吸収を不断に行いながらも、遊離した失業者を累積するという傾向法則をもつ。失業

第1表 失対労働者の推移

年次	完全失業者 (労働力調査)	一般失業者 (保険突)	安給 職日労働者	登録 失業者	失対事業 適格者
	万人	月平均万人	万人	万人	万人
1949	38	16.7	16.1	—	—
1950	44	38.5	40.6	28.0	28.0
1951	39	24.5	38.4	26.2	26.2
1952	47	32.1	35.1	25.0	25.0
1953	45	35.0	34.4	24.3	24.3
1954	58	46.5	37.5	26.0	26.0
1955	68	46.9	44.1	30.5	30.5
1956	63	33.1	47.4	33.2	33.2
1957	52	30.9	47.0	32.4	32.4
1958	56	45.5	49.9	33.6	33.6
1959	58	40.4	53.2	35.6	35.6
1960	43	36.5	54.2	35.3	35.3
1961	39	38.0	53.9	35.0	35.0

対策事業の対象である顕在化した失業者も増加し且つ固定化の方向をとるようになった。失対事業適格者（以下失対労働者という）数の増加、累積は第一表によって明示される。

ところでここでの問題は、失対労働者数の単なる量的増加、累積そのものでなく、どのような内容を伴って増加しているかにある。すなわち、就業者と

第2表 適格者になってからの期間別構成—1961年（単位%）

総数	1年未満	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5～6年	6～8年	8～10年	10年以上
100	6.4	7.5	9.6	10.4	7.8	8.5	17.9	11.7	20.1

日雇労働者生活実態調査（1961, 11）

第3表 日雇になってからの期間の推移（6大都市）（単位%）

年別	総数	3月末	3～6月	6月～1年	1～2年	2年以上
1950	100.0	10.7	21.3	34.8	18.9	14.3
1951	100.0	5.6	9.3	13.6	42.6	29.0
1952	100.0	4.7	5.0	9.6	18.5	62.2
1953	100.0	2.9	5.2	7.9	13.7	70.3
1954	100.0	2.3	4.6	9.4	13.4	70.3
1955	100.0	4.8	6.4	12.4	15.6	60.8
1956	100.0	3.6	5.3	8.9	14.7	67.5
1957	100.0	4.4	6.3	7.7	12.3	69.3
1958	100.0	4.5	5.7	8.0	11.3	70.5
1959	100.0	4.6	5.0	6.9	12.3	71.2

日雇労働者生活実態調査より作成

失対労務者の相互流動を伴いながら、失対労務者の増加がみられてきたのかどうかである。

第一に失対労務者が適格者となつてからの期間をみると第2、3表のようである。緊急失対策事業が始められて約一二年を経過したが、第2表でみられるように二〇・一%が当初から滞留したものと考えられ、五年以上は過半数を上廻る五八・二%である。第3表によれば、常に七〇%前後が失対労務者期間二年を超えて存在して、ここ一年間、これに変化はみられない。失対労務者の流出率は年間平均(男女)約一五%前後にすぎないのである。³⁾ そもそも失対労務者の七六%は転職の意志をもたず、全体の約 $\frac{1}{4}$ の転職希望者も殆んどのもが(八五%)、転職を希望するにせよ、就職の機会をも与えられない。⁴⁾ このような事情のもとで流出率が極めて低く、失対労務者が滞留化することは当然でもあろう。また流出率が一五%前後といつても、この場合流出者とは適格者でなくなる者というのであつて、そのうち一般民間産業に移動したものとえば遙かに少い。これを一工業都市(尼崎市)にみれば第四表のように二%にも充たないような実態を示している。

第4表 民間一般から労働者へ移動した労働者数(尼崎市) 失対産業に移動した労働者数

年次	失対労働者数	移動労働者数	比率
1957	3,315	55	1.6
1958	3,731	61	1.6
1959	3,915	56	1.4
1960	3,795	64	1.7

第5表 民間一般の労働者層別比率(尼崎市) 失対産業に移動した労働者の年齢階級別比率(1961.1~1962.6)

年齢別	移動労働者数	労働者数(うち女)	比率
30歳未満	11 ^人	(0)	14%
31~40	44	(1)	57
41~50	6	(1)	8
51~60	13	(1)	17
60歳以上	3	(0)	4
計	77	(3)	100

このような失対労働者の定着化、停滞化は、失対労働者を「資本によって、自由に処分する人間材料」の一部門とした場合、「自由に処分しえない」実態を示すとともに、また資本の欲する「人間材料」としての代替可能労働力を

第 6 表 実定者の体格適度状況 (尼崎市体力検査の結果)

区分	人数	比率
重	184人	12.3%
重	262	
軽	1,042	87.7
軽	2,144	
計	3,632	100.0

(註) 重上、重下が民間・重共、重下につきうる者。

相対的に縮少することにもなる。ここで失対労務者を代替可能労働力という立場からその実態をみる必要がある。

失対労務者の停滞化は同時に年令構成の高まりとなり、(平均年令 一九五五年：四五・八歳、一九五八年：四七・三歳、一九六一年：四九・四歳)その技能体力の上から代替可能労働力として算定されている失対労務者は全国三四・五万のうち僅か二八・三% (約一〇万) にすぎない。尼崎市においてはこれを下廻るものと算定されるのである。たとえ体力的に代替可能労働力の保持

者であっても、現段階の技術革新の進行によって労働力需要の重点は若年労働力におかれ、この意味での社会的年令制限 (第5表からみられるように四〇歳が一応の境界線である) によって、その数はさらに限定されるものと考えねばならない。このように失対労務者は累積の過程で、本来の失業者を極めて僅かな部分として残存し、その多くのものは労働能力を喪失した「被救恤的窮民の第三形態」⁷⁾として沈没してゆくのである。すなわち、失対労働者の累積過程は、「本来的失業者」と「被救恤的窮民」とへの分解過程であり、後者の累積過程である。これが失業者の累積過程の一般的傾向に加えて技術革新の発展という条件から一層強められているのである。

失対労務者の中で就業者へ転化しうる代替可能労働力の保持者は極めて一部にすぎず、しかもその一部のものすら、僅かな部分のみが流動しているにすぎない実態である。かくて、もはや失対労務者の存在は資本に対し、「自由にしうる労働力の汲めどもつきぬ貯蔵所」⁸⁾ではない。これを資本の立場からみれば、失対労務者の代替可能性をもつ一部のものを、明確に区分し、それを自由に処分できるように変えなければならぬ実態として考えられるであ

らう。

(1) 経済九原則の実施を前にして政府は一九四九年三月四日「現下の失業情勢に対処すべき失業対策」としてつぎのような閣議決定を行っている。これは緊急失業対策法施行の意図を明かに示している。「経済九原則の強力なる実施に伴い近き将来に大量の失業者の発生をみることは必至である。更に潜在失業の顕在化、引揚氏の失業等は愈々深刻化しつつある。これらの失業者に就労の機会を与え雇用の安定を得るには輸出産業を中心とする民間企業を急速に振興し、雇用量の可及的拡充を図ることが根本的解決であることは勿論であるが、産業の振興には時間的経過を必要とし、当面離職者を直ちに吸収するに足る雇用の拡大は困難であると認められる。

かかる情勢に対処し失業の深刻化が社会不安の原因となり、ひいては経済九原則の円滑なる推進を妨げることのないよう次の如く失業対策を急速に確立整備するものとする。以下略：」（傍点前川）：労働者失業対策課編「失業対策年鑑二六年度版」二二頁。

(2) 前掲書、二八頁。

(3) 公共職業安定所業務状況報告によれば失対労働者の流出率（流出者数を年度当初適格者数＋流入者数で除したもの）は下記のようである。

年次	男	女	平均
1959	20.2	11.1	16.9
1960	18.4	10.3	15.2
1961	18.1	9.9	14.8

(単位%)

(4) 労働省失業対策部編「失業対策年鑑三四年度版」四九〇頁、および労働省「失業対策事業の問題点」参照。

(5) 日雇労働者生活実態調査による。

(6) 地域別有効日雇求職者調査（一九六一・五）によれば、失対適格者のうち体力検定重作業合格者Ⅱ民間、公共事業につきうる者は二八・三%である。

(7) 被救恤的弱民は (一)労働能力者 (二)孤児および窮乏児 (三)零落者ルンペン、労働無能力者に分けて考えられる。マルクス「資本論」邦訳第一巻、日本評論社版、一四二八—九頁参照。

(8) マルクス「資本論」邦訳第一巻、日本評論社版一四二七頁。

本来、失業者が就業者に対し、死錘の役割を果たす存在であるとすれば、失業者の一形態としての失対労務者は、この点いかなる実態を示しているであろうか。

第7表 常用、日雇、(製造業)失対労務者別1日当り賃金格差

年	常用労働者(A)	日雇労働者(B)	失対労務者(C)	B/A	C/A
1956年平均	644 ^円	359 ^円	282 ^円	55.7%	43.8%
1957	673	380	302	56.5	49.9
1958	669	376	306	56.2	45.6
1959	711	383	306	53.9	43.0
1960	757	421	334	55.6	44.1
1961	829	502	386	60.6	46.6

労働白書1962年版 p.197 および失業対策年鑑
昭和34年版 p.146 より作成

失対労務者に死錘の役割を行わしめるためには、まずその労働諸条件を低位にしておくことが必要である。これはまず失対労務者の賃金を同一地域における同一職種に従事する労働者の賃金額より低く定めなければならぬという基本方針となつてあらわれ、失対労務者に対する、いわゆる低賃金政策が賃金形態(作業別賃金)および支払方法と相俟つてとられてきた。このような政策意図にもかかわらず、失対労務者の組織的運動に対処して、賃金は漸次上昇をみた(第7表参照)。失対労務者、一日当り賃金、現在の四二五円は決して高いものではない。けれども現実はこの基準額に加えて、地方自治体の一般財政からの補給額さらには夏期ならびに年末の手当を加算した場合、中小零細企業労働者に比べてそれほど大きな格差を示すものではない(少くとも女子においては上廻る。この場合注意すべきことは、前述のとおり代替可能労働力をもたない多くの層をも含めて平均が四〇〇円を上廻っているということである。失対労務者の転職希望が少く、滞留化の原因の一つもここにあ

第8表 尼崎市失対労働者の一般産業移動後の職種別賃金(月額) 1961年

職 種	男		女	
	人数	賃金額	人数	賃金額
箱 打 工	4	14,000 ~20,000	—	—
倉 庫 業 務	4	14,000 ~24,000	1	14,000
監 視 保 安	2	17,000	—	—
ボ ン プ 据 付	1	16,000	—	—
製 氷 工 工	1	18,000	—	—
鋳 物 砂 処 理 工	7	18,000 ~34,000	—	—
仕 上 工	2	19,000	—	—
機 械 工	2	20,000 ~24,000	—	—
緋 役	15	21,000 ~23,000	—	—
溶 接 工	1	22,500	—	—
自 動 車 運 転	1	23,500	—	—
運 搬 工 工	8	24,000	—	—
営 繕 工 工	1	25,000	—	—
製 紙 調 薬	3	28,000 ~30,000	—	—
製 紙 離 解	20	30,000	—	—
荷 造 工 員	3	30,000	—	—
事 務			1	14,000

る。これは失対労働者の賃金が高いのというより中小企業の賃金が劣悪なのである。失対労働者が民間産業へ移動するにしても、主たる賃金水準、ほぼ二万円線の線が移動の主要な条件として第8表にみられる実態から考えられよう。失対労働者の賃金が殆んどすべての中小企業の業者間協定による最低賃金を上廻る事情のもとで失対労働者の賃金水準が一般賃金水準を低落させる機能を果たしているとはいえない。むしろ、中小零細企業の賃金に対しては、

これを引上げる作用ともなっている。負わすべき死錘の役割は逆に作用しているともいふべきである。

このようなことは、単に賃金に限られるものではない。労働時間は実働八時間とし、始業時間午前八時、終業時刻午後五時を原則とし、事業実施上の主要目標に「作業規律の確立」がおかれたが、実態はそのような厳正さを示してはいない。「一般的・平均的には三〜四時間程度」と

労働時間は指摘され、労働条件も、中小企業に対比して必ずしも劣悪とはいえない。これまた停滞化の理由とされ、一般的に「就業の不規則」とい

うにはあたらぬ。

もとより、このような賃金ならびに労働諸条件は失対労働者の組織的な要求活動にもとづくものである。失対労働者は、いわゆるアブレ反対、手当(益、暮)獲得を中心として各地で自由労働組合を結成し、その運動を通じてさらに全国的組織に結合して賃金闘争を基軸⁵⁾に運動を一層強化してきたのである。失対労働者のこの組織的活動は、まさにかの需要供給法則の「純粹な」作用を侵害するものとして、資本に映しなないわけにはいかないのであろう。

(1) 緊急失対法によれば失対労働者賃金額の具体的決定はつぎのようである。「失業対策事業の賃金は現行の公共企業雇用労働者に支払われる同一職種の賃金(昭和二十二年十一月十三日施行「公共事業雇用労働者標準賃金準則」と同額であつて、賃金の最低額は一般職種別賃金の最低日額(標準日額)に対し七割五分)と同額となし、最高額はその最高日額(標準日額)に対し十二割五分)を一・一で除した商である。」

(A)

金額	件数
220円未満	191
220~239	185
240~259	184
260~279	88
280~299	46
300円以上	32

(B) 組織状況 (1959.11)

区分	組合数	所属人員
全日自労	639	203,307
全日自労系	23	3,279
計	662	206,586
全民労	97	22,191
全民労系	32	4,330
計	129	26,521
その他	206	21,057
合計	997	254,164

(註) 組織率は54.3%となる
労働者転業安定局失業対策部調。

(C) 要求項目の件数

要求項目別	件数	比率
就労日数の増加, 失機対策	2,503	16.0
就事業拡大		
賃金引上げ, 有給休暇, 歩引, 応能制賃金反対	2,824	17.9
夏季及び年末手当の増加	3,213	20.4
適格基準の徹底, 不適格者排除, 作業強化	1,611	10.0
失業保険金の増額, 待期期間の短縮	529	3.7
寒冷地, 交通費等手当の支給	271	1.7
生活保護, 社会保障	1,118	7.0
その他	3,673	23.0
計	15,742	100

労働省職業安定局失業対策部調

- (2) 最低賃金（9条）の金額別分布状況はA表のようである。失対労働者の賃金四・五円を下廻るものである。
- (3) 失業対策審議会編「日本における雇用と失業」二六八頁参照。
- (4) 失対労働者の組織状況はB表のようである。
- (5) 失対労働者の要求項目別件数を表示すればC表のようである。賃金闘争が中心となっている。

四

以上の点から失対労働者の実態を概略つぎのように述べることができよう。第一に、失対労働者は、増加、累積の過程で、本来の失業者、いわゆる停滞的過剰人口と代替労働力を喪失したいわゆる被救恤的窮民とに分化し、前者の占める比率が漸次縮少し、反対に後者の累積、増大を伴ってきている。第二に、このような失対労働者の量・質の変化とともに停滞化がみられる。失対労働者の定着化は失対労働者全体に亘るもので、前述の代替可能労働力を保有する層においても同様である。この意味において、失対労働者の一般就業者への転化は甚だしい。第三に失対労働者の賃金ならびに労働諸条件は必ずしも中小、零細企業の労働者より低位ではない。第四に、失対労働者の組織的結合は漸次強化され、他の労働組合との連繫をも保って、その組織的活動を展開している。

このような実態は、資本が資本蓄積の条件とする相対的過剰人口の存在形態から背離する。すでに言及したように、資本は彼らをして資本蓄積の広汎な基礎たらしめるには「その就業は全く不規則である。かくしてそれは、資本に対し、自由にしうる労働力の汲めどもつきぬ貯蔵所を提供する。彼等の生活状態は労働階級の平均的な標準的水準以下に低するのであって、他ならぬこのことは、彼等をして資本の独自の搾取諸部門の広汎な基礎たらしめる。

労働時間の最大限と賃銀の最小限とが彼等を性格づける」ことが貫徹していなければならぬからである。

失対労働者が累積される過程で、固定的な過剰人口の、いわゆる被救恤的窮民の第三の層のますます大量のものが洗滌し、相対的に縮小したところの本来の失業者も流動しないとすれば、失対労働は産業の予備軍的存在とならず、したがって資本蓄積の槓桿にもなりえない。また、その失対労働者が組織活動によって労働諸条件の低下を防止し、就業者のうちの低位のものより労働諸条件が悪くないとすれば、死錘の役割を果たすものではない。かくして、かかる状態の失対労働者は資本にとって、資本蓄積の条件としては甚だ不十分である。失対労働者の多くが固定して、代替労働力をもつものでない場合、それは資本制生産にとっては空費とならざるをえない。さらに失対労働者が組織的活動によって、資本による自由な労働の流動を妨げ、その労働諸条件を改善するに及んでは、失対労働者を資本蓄積の槓桿というよりは、その阻害条件として資本は考えるであろう。資本蓄積としての資本制生産の合理化体制が強められ、労働者の一方における遊離と他方における部分的吸収が相ついで行われるようになるとき、かかる失対労働者の実態は、資本の立場からは耐えがたきものと考えられよう。なぜならば合理化政策によって生ずるであろう大量失業者が、このような失対労働者に編入されるとすれば、空費の拡大であり、資本制生産にとつての阻害条件の拡充となることが予想されるからである。このようなとき資本の失対労働者に対する統轄、再編成が、前述の基本的立場に即する方向で提起されてくる。すなわち、これからいえば、かかる状態にある失対労働者へ新たに失業者をルーズな形で流入するのを防止する一方、失対労働者の分化した実態にもとづき、この質的区分を明確化し、本来の失業者と公的扶助の対象とされる層にそれぞれ適応する対策が問題となる。さらにまた、失対労働者の労働条件ならびに組織的活動の抑制が問題とならざるをえない²⁾。これに対し失対労働者は対抗的立場・政

策にたつことはいうまでもない。

いうまでもなく、失業対策事業の政策主体は国家であり、したがって、資本ならびに労働の失業対策に関する政策論理が、そのまま国家の政策となるものではない、資本主義国家は資本のそれにもとずきながらも、資本と労働の対抗関係の条件によって、政策の具体化をはかるものである。それ故、既述してきた失業対策事業における問題が、いわゆる社会政策の限界の問題として、すなわち、経済的負担の上から経済的限界が、また、失対労働者が本来の「産業予備軍」的存在でないところに社会的限界が提起されて、何らかの政策修正が意図されるにしても、それは、この限界から社会政策が従来の領域をこえて「国民的最低限」(National Minimum)を実現すべく社会保障制度への拡充方向をとるか、それとも、社会政策の後退、救済的観念にもとづく扶助制度への転落に向うか、は経済的、社会的条件に関わる問題であらう。

(一九六二、一〇、二九)

- (1) マルクス「資本論」邦訳第一巻、日本評論社版一四二七頁。
- (2) 具体的には、適格審査の厳正実施(流入の防止)、体力検定、健康診断の厳正実施(区分明確)労働規律の厳格化、事業効果の向上、賃金格差の設定、期末手当の規制(労働条件の抑制)組合対策の強化(組織活動の抑制)が考えられる。